

地方独立行政法人玉野医療センター中期目標 新旧対照表

No	第2期中期目標（素案）	第1期中期目標（現行）	主な変更点
1	地方独立行政法人玉野医療センター第2期中期目標 目次 第2（略） 4 <u>地域医療連携の推進</u>・・・・・・・・ 4 <u>（削除）</u> 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項・・ <u>4</u> 1 業務運営体制の構築・・・・・・・・ <u>4</u> 第4 財務内容の改善に関する事項・・ <u>5</u> 1 <u>持続可能な経営基盤の確立</u>・・・・ <u>5</u> 2 収入の確保と経費の節減・・・・ <u>5</u> 第5（略） 1 <u>保健医療福祉行政への協力</u>・・・・ 6 2 <u>医療提供体制の在り方検討</u>・・・・ 6	地方独立行政法人玉野医療センター中期目標 目次 第2（略） 4 <u>医療機関との連携</u>・・・・・・・・ 4 5 <u>関係機関との連携</u>・・・・・・・・ 4 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項・・ <u>5</u> 1 業務運営体制の構築・・・・・・・・ <u>5</u> 第4 財務内容の改善に関する事項・・ <u>6</u> 1 経営基盤の確立・・・・・・・・ <u>6</u> 2 収入の確保と経費の節減・・・・ <u>6</u> 第5（略） 1 <u>新病院への整備</u>・・・・・・・・ 6 2 <u>新病院への移行</u>・・・・・・・・ 6	
2	前文 総合病院玉野市立玉野市民病院（以下「玉野市民病院」という。）と玉野三井病院は、<u>令和3年4月1日に経営統合により地方独立行政法人玉野医療センター（以下「玉野医療センター」という。）として、1法人2病院体制での運営を開始した。</u> <u>法人設立から令和6年度までの第1期中期目標期間においては、その多くがコロナ禍とい</u>	前文 総合病院玉野市立玉野市民病院（以下「玉野市民病院」という。）と玉野三井病院は、<u>それぞれ昭和27年、大正8年からの長きにわたり総合的な医療を提供するとともに、市内における中核病院として地域の医療を守る役割を担ってきました。</u> <u>しかしながら、地域医療を取り巻く環境は、少子高齢化や人口の減少といった大きな社会</u>	・第1期中期目標期間の振り返りを記載 ・安定的な経営基盤の確立を喫緊の課題として記載

<u>う特異な医療環境の中での運営となり、先行きの見通しが立たない時期もあったが、2病院が連携・協力しながら、新病院を見据えた効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築に向けた取組を進めてきたところである。</u> <u>また、新型コロナウイルス感染症の対応にあたっては、理事長を中心に迅速な意思決定を行い、行政と連携したワクチン接種への積極的な取組や発熱外来の設置、感染患者受入れのための病床確保を行うなど、公的医療機関としての役割を果たしており、加えて、新型コロナウイルスへの対応に尽力することにより、新型コロナウイルス関連の補助金が受けられ、一時的ではあるが、収支の黒字化つながる結果となった。</u> <u>一方で、新型コロナウイルス感染症の5類移行により補助金が縮減されるとともに、長引く光熱費や物価の高騰等を背景に、医療を取り巻く環境はより一層厳しい状況になっており、安定的な経営基盤の確立が喫緊の課題と言える。</u> <u>令和7年1月には玉野市民病院と玉野三井病院が統合した「たまの病院」が開院し、市民の安心を支える新たな地域医療の拠点病院の誕生に、玉野医療センターに対する市民の期待はますます大きくなっている。</u> <u>このような状況の中で、第2期中期目標期間</u>	<u>構造の変革期のなかにあり、医療保険制度改革による医療費の抑制、医師・看護師等の医療従事者の不足といった諸課題を抱え大変厳しい状況であると言わざるを得ません。こうした状況を踏まえ、今後、地域医療を担う医療機関には主体性・自律性を持った病院運営により医療行政の転換期のなかにあっても世の中の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制が必要とされています。</u> <u>そこで、本市では医療機関相互の機能分担を明確にするとともに、地域医療連携を推進するため、「玉野市地域医療連携推進協議会」を設置し、関係機関の代表者の参画を得ながら、医療連携の在り方について協議・検討を進めてまいりました。加えて、老朽化の進む市民病院施設の建替えに際して、新たな病院の規模・機能を含めた新病院計画について関係各位からの意見を聴取するため、「新病院在り方検討部会」を設置し、本市の今後の地域医療の在り方について議論してまいりました。</u> <u>これらの協議を経て、本市の地域医療を守っていくためには、市内の医療機関による再編・統合を進め、中核となる医療機関をつくっていくことが必要であるとの共通理解のもと、玉野市民病院と玉野三井病院が経営統合することで合意し、新たに「地方独立行政法人玉野医療</u>	
--	---	--

	においては、社会情勢や医療環境の変化に柔軟に対応しながら、効率的な病院運営により経営基盤の強化に取り組むとともに、引き続き良質な医療サービスの提供と地域の医療機関等との相互連携により、地域全体で地域医療を支えることができる体制の構築を図るため、ここに<u>第2期中期目標を定め</u>、目標の達成に向けて不断の努力を続けられることを求めるものとする。	センター」として、今後も地域における中核医療機関として医療の提供を続けていくことを目指しています。 これからも玉野医療センターが本市の中核病院として安全・安心な医療を提供し続けるとともに、市内外の医療機関との連携の拠点として地域の医療を支える施設であり続けるため、<u>ここに中期目標を定め</u>、目標の達成に向けて不断の努力を続けられることを求めるものです。	
3	第1 中期目標の期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。	第1 中期目標の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。	・期間の変更
4	第2（略） 1（略） （1）救急医療 急性期医療を担う地域の中核病院として「断らない医療」を実践するとともに、市内外の医療機関と連携し夜間及び休日における救急医療体制を確保し、1次救急から2次救急までの地域で担うべき救急医療については、地域のなかで完結できる体制を構築すること。 <u>また、院内に「救急隊待機室」を設置したメリットを生かし、救急隊との連携を密にすることで、救急患者の受</u>	第2（略） 1（略） （1）救急医療 急性期医療を担う地域の中核病院として「断らない医療」を実践するとともに、市内外の医療機関と連携し夜間及び休日における救急医療体制を確保し、1次救急から2次救急までの地域で担うべき救急医療については、地域のなかで完結できる体制を構築すること。	・救急隊待機室に関する記載を追加

	<u>け入れしやすい環境を整えること。</u>		
5	(4) 検診・予防医療 疾病の早期発見・早期治療へ向け、人間ドックや検診等の総合的な予防医療の充実を図るとともに、市の健康福祉部門や保健機関と連携し、健診受診率の向上<u>等</u>、市民の健康増進に対する取組みに協力を行うこと。	(4) 検診・予防医療 疾病の早期発見・早期治療へ向け、人間ドックや検診等の総合的な予防医療の充実を図るとともに、市の健康福祉部門や保健機関と連携し、健診受診率の向上<u>など</u>、市民の健康増進に対する取組みに協力を行うこと。	・字句修正
6	(5) 在宅医療 <u>地域包括ケアシステムの円滑な運用に向け、かかりつけ医や介護事業所等と連携を図り、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション等の在宅医療への取組みを推進すること。</u> <u>また、在宅療養支援病院として、24時間体制で緊急対応できる体制を整備し、安心して自宅で療養生活が送れるよう在宅療養環境を支援すること。</u>	(5) 在宅医療 <u>団塊の世代が75歳となる2025年を見据え、自宅等の住み慣れた環境での療養を希望される人が増えていることから、地域包括ケアシステムの構築に向け、かかりつけ医や介護事業所等と連携し、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションなどの在宅医療への取組みを推進すること。</u>	・在宅療養支援病院に関する記載を追加
7	(6) 災害医療 <u>災害時に備え、事業継続計画（BCP）に基づく訓練や医薬品、水、食料等の備蓄、設備の維持管理を行うとともに、公的医療機関として、市の防災担当部門や近隣の医療機関と連携協力し、災害時における医療の中心的な</u>	(6) 災害医療 <u>市の防災担当部門と連携し、災害時にあっても診療体制及び医療機能の確保ができるよう、新病院において耐震化等の適切な災害対策を実施するとともに、近隣の医療機関と協力し災害時医療への対応を図ること。</u>	・新病院の記載を削除 ・事業継続計画の記載を追加

	<u>役割を担うこと。</u>		
8	(7) 感染症への対応 <u>公的医療機関として、既存の感染症への対応はもとより、新興感染症が発生した場合には、これまでの対応により得られた知見を踏まえ、市及び関係機関と連携し、早期の収束に向けて地域における中心的な役割を担うこと。</u>	(7) <u>新たな</u>感染症への対応 <u>公的な医療機関として、インフルエンザやコロナウイルス等の全国的に感染拡大が危惧される新たな感染症が発生した場合には、市及び関係機関と連携し、早期の収束に向けて地域における中心的な役割を担うこと。</u>	・表題変更 ・コロナウイルスの記載を削除
9	2 (略) <u>(削除)</u>	2 (略) <u>(1) 地域医療への貢献</u> <u>地域の中核病院として、将来にわたって地域医療を支える医療機関であることの自覚と責任を持って、地域住民に信頼される安全・安心な医療を提供すること。</u>	・「第2-2-(1) 地域医療への貢献」は、主文等にもその趣旨を記載しているため削除
10	<u>(1) 医療安全対策</u> <u>患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整備するため、医療安全に係る情報の収集と分析により医療事故の発生を未然に防ぐとともに、院内感染防止対策に関して指針に基づく適切な対策を実施すること。</u>		・「第2-3 患者サービスの向上」から「第2-2 医療の質の向上」へ区分変更
11	<u>(削除)</u>	<u>(2) 相乗効果の発揮</u> <u>経営統合による相乗効果を最大限発揮するため、両病院がこれまで培ってきた診療実績を活かし相互の連携・補完関</u>	・新病院開院に伴い削除

		<u>係を強化することで、医療水準の向上に努めること。</u>	
12	(2) チーム医療への実施 高度・複雑化する医療・介護ニーズへ対応するため、患者に携わる様々な専門職が多職種連携し情報と方針の共有を行うことで、退院後の状態をイメージしながら総合的なチーム医療を実践し、早期の在宅復帰に向けた支援を促進すること。	(3) チーム医療への実施 高度・複雑化する医療・介護ニーズへ対応するため、患者に携わる様々な専門職が多職種連携し情報と方針の共有を行うことで、退院後の状態をイメージしながら総合的なチーム医療を実践し、早期の在宅復帰に向けた支援を促進すること。	・番号ずれの修正
13	(3) 医療従事者の確保及び育成 <u>岡山大学をはじめ、市内外の教育機関と連携し、卒後教育や生涯教育のための実践的な研修の場として人材育成に協力することで、研修医の受入れや安定的な医療従事者の確保を図るなど、相互協力関係に基づく人材の確保及び育成に努めること。</u> 特に、医師については、将来にわたって診療体制を確保するためにも、市と連携し医師派遣体制の充実に努めること。 また、医療に携わる者の知識や技術の向上を図るとともに、専門性を持った人材の育成に努めること。	(4) 医療従事者の確保及び育成 <u>診療体制の充実に欠かすことのできない、医師・看護師等の医療従事者について関係機関と連携・協力体制を構築するなど、必要な人材の確保に努めること。</u> 特に、医師については、将来にわたって診療体制を確保するためにも、市と連携し医師派遣体制の充実に努めること。 また、医療に携わる者の知識や技術の向上を図るとともに、専門性を持った人材の育成に努めること。	・「第2-5-(3) 教育機関との連携」に関する内容を追加

14	(4) 調査・研究・治験への取組み 調査・研究・治験等への積極的な取組みにより医療水準の向上に貢献すること。	(5) 調査・研究・治験への取組み 調査・研究・治験等への積極的な取組みにより医療水準の向上に貢献すること。	・番号ずれの修正
15	<u>(5) コンプライアンスの徹底</u> <u>医療法を始めとする関係法令の遵守はもとより、個人情報保護や情報公開に関しても適切な対応を行うこと。</u>		・「第2-3 患者サービスの向上」から「第2-2 医療の質の向上」へ区分変更
16	3 (略) (1) 患者中心の医療の提供 断らない医療の実践を基本に、患者の視点に立った患者中心の安全・安心な医療の提供を行うとともに、患者やその家族 <u>に対して</u> 分かりやすい説明を心がけること。 <u>また、患者や来院者に対するアンケート調査を定期的に行うなど、患者ニーズを把握し、業務の改善につなげる</u> <u>こと。</u>	3 (略) (1) 患者中心の医療の提供 断らない医療の実践を基本に、患者の視点に立った患者中心の安全・安心な医療の提供を行うとともに、患者やその家族 <u>との対話を通して、信頼が得られるよう</u> 分かりやすい説明を心がけること。	・患者ニーズの把握に関する記載の追加
17	<u>(2) 職員の接遇向上</u> <u>患者やその家族、市民からの信頼を得られるよう、職員の接遇意識を高め、病院全体のホスピタリティ向上に努めること。</u>		・新規追加
18	(3) 地域との交流	(2) 地域との交流	・番号ずれの修正

	市内イベントへの参加や地元コミュニティとの交流、院内イベント等の開催を通じて、病院のことを知ってもらうための機会を積極的に設け、安心して来院できる環境づくりに努めること。	市内イベントへの参加や地元コミュニティとの交流、院内イベント等の開催を通じて、病院のことを知ってもらうための機会を積極的に設け、安心して来院できる環境づくりに努めること。	
19	<u>(削除)</u>	<u>(3) 医療安全対策</u> <u>患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整備するため、医療安全に係る情報の収集と分析により医療事故の発生を未然に防ぐとともに、院内感染防止対策に関して指針に基づく適切な対策を実施すること。</u>	・「第2-3 患者サービスの向上」から「第2-2 医療の質の向上」へ区分変更
20	(4) 積極的な情報発信 病院の機能や経営状況に加え、診療や疾病予防に関する情報 <u>等</u> 、I C T (情報通信技術) 等も活用しながら分かりやすい形での積極的な情報発信に努めること。	(4) 積極的な情報発信 病院の機能や経営状況に加え、診療や疾病予防に関する情報 <u>など</u> 、I C T (情報通信技術) 等も活用しながら分かりやすい形での積極的な情報発信に努めること。	・字句修正
21	<u>(削除)</u>	<u>(5) コンプライアンスの徹底</u> <u>医療法を始めとする関係法令の遵守はもとより、個人情報保護や情報公開に関しても適切な対応を行うこと。</u>	・「第2-3 患者サービスの向上」から「第2-2 医療の質の向上」へ区分変更
22	<u>4 地域医療連携の推進</u> 地域の医療機関のなかで診療機能の役	<u>4 医療機関との連携</u> 地域の医療機関のなかで診療機能の役	・表題変更 ・「第2-5-(2) 医師会等との連携」に関する内容

	割分担と集約化を図ることで、それぞれが特色を持ちながら相互に連携し、地域全体で地域医療を支えることのできる体制の構築を図り、地域完結型医療の実現を目指すこと。 <u>また、医師会等と協力し、紹介患者の受入れと患者に適した医療機関及び介護施設等との連携を図り、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。</u>	割分担と集約化を図ることで、それぞれが特色を持ちながら相互に連携し、地域全体で地域医療を支えることのできる体制の構築を図り、地域完結型医療の実現を目指すこと。	を追加
23	<u>(削除)</u>	<u>5 関係機関との連携</u>	・削除
24	<u>(削除)</u>	<u>(1) 行政機関との連携</u> <u>健康福祉部門を始めとした、市行政の各関係部署と連携し、健康づくり支援や疾病予防等に係る諸計画及び施策の推進に協力を行うこと。</u>	・「第5-1 保健医療福祉行政への協力」に振替
25	<u>(削除)</u>	<u>(2) 医師会等との連携</u> <u>将来的な地域包括ケアシステムの構築に向けて、地元医師会や診療所、介護事業所等と連携し、可能な限り住み慣れた地域での治療・療養ができるよう体制の構築に向けた協議を進めること。</u>	・「第2-4 地域医療連携の推進」に振替
26	<u>(削除)</u>	<u>(3) 教育機関との連携</u> <u>岡山大学を始め、市内外の教育機関と連携し、卒後教育や生涯教育のための実践的な研修の場として人材育成に協力することで、研修医の受入れや安定的な</u>	・「第2-2-(3) 医療従事者の確保及び育成」に振替

		<u>医療従事者の確保を図るなど、相互協力関係に基づく人材の確保及び育成に努めること。</u>	
27	第3（略） 1（略） （2）管理体制 <u>及び事務部門</u> の強化 内部監査体制の構築による内部統制の強化とともに、関係法令の遵守及び職員倫理の確立を図ること。 <u>情報セキュリティに関する規定等を制定し、システム機器の安全確保を図るほか、医療情報の流出防止、データの保全等適切な情報管理を行うこと。</u> <u>事務部門においては、病院運営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を確保・育成し、組織としての経営の専門性を高めること。</u>	第3（略） 1（略） （2）管理体制の強化 内部監査体制の構築による内部統制の強化とともに、関係法令の遵守及び職員倫理の確立を図ること。	・表題変更 ・情報セキュリティに関する記載を追加 ・事務部門の強化に関する記載を追加
28	2（略） （1）働きやすい職場環境の整備 ワークライフバランスや職場の安全衛生の確保、コミュニケーションの活性化 <u>等</u> を通じて職場環境の改善を図り、働きやすい職場環境の整備に努めること。 <u>また、医師の働き方改革への対応と</u>	2（略） （1）働きやすい職場環境の整備 ワークライフバランスや職場の安全衛生の確保、コミュニケーションの活性化 <u>など</u> を通じて職場環境の改善を図り、働きやすい職場環境の整備に努めること。	・医師の働き方改革に関する記載を追加

	<u>して、看護師や薬剤師、臨床検査技師等のコメディカルだけでなく医師事務作業補助者を含めたタスクシフト・タスクシェアを進めるとともに、ICTの活用により、医師の業務負担の軽減を図ること。</u>		
29	(2) 職員の職務能力の向上 医療の進歩に伴って必要となる知識や技術が高度・複雑化するなかで、より専門性を持った知識や技術の習得のため、研修制度や専門資格取得に関する支援等について充実を図ること。	(2) 職員の職務能力の向上 医療の進歩に伴って必要となる知識や技術が高度・複雑化するなかで、より専門性を持った知識や技術の習得のため、研修制度や専門資格取得に関する支援等について充実を図ること。 <u>また、独立した法人として業務を継続するために、法人運営に携わるプロパー職員の育成を図ること。</u>	・プロパー職員の育成に関する記載は「第3-1-(2) 管理体制及び事務部門の強化」に項目を変更
30	(3) 効果的な人事・給与制度の構築 職員の業績や能力、<u>職責等</u>を適正に反映し、職員のモチベーションの向上と組織としての活性化を図るため、職員の意欲を引き出す人事評価制度を構築すること。 また、給与制度は、社会一般の情勢を踏まえた適正な水準とし、病院の業績を踏まえた上で、職員の能力・成果を公正に反映させたものとする。	(3) 効果的な人事・給与制度の構築 職員の業績や能力、<u>職責など</u>を適正に反映し、職員のモチベーションの向上と組織としての活性化を図るため、職員の意欲を引き出す人事評価制度を構築すること。 また、給与制度は、社会一般の情勢を踏まえた適正な水準とし、病院の業績を踏まえた上で、職員の能力・成果を公正に反映させたものとする。	・字句修正

31	第4（略） 1 <u>持続可能な経営基盤の確立</u> <u>診療報酬改定や医療制度変革等に的確に対応するとともに、効率的な病院運営を行うことで、持続可能な経営基盤の確立を図ること。</u>	第4（略） 1 経営基盤の確立 <u>病院の経営統合による業務の効率化を最大限発揮し、中期計画期間を通じて病院運営に係る経営基盤の確立を図ること。</u>	・表題変更 ・新病院開院に伴い、経営統合に関する記載を削除
32	2（略） （1）収入の確保 <u>効率的な病床利用や医療機器の稼働率向上に努め、適正な診療収入の確保、未収金の発生防止や請求漏れの防止を図るとともに、紹介患者増につなげるため、地域の医療機関への訪問活動を積極的に行い、収益確保を図ること。</u>	2（略） （1）収入の確保 <u>経営統合による2病院の体制から新病院へと移行していく中で、適切に機能分化及び機能集約を進め、刻々と変化する医療ニーズに対して柔軟に対応することで、安定的に経営を継続することのできる収入を確保すること。</u> <u>また、診療報酬改定や医療制度変革に的確に対応するとともに、未収金の発生予防や請求漏れの防止などにおいて適切な対策を行うこと。</u>	・新病院開院に伴い、経営統合に関する記載を削除
33	第5（略） <u>（削除）</u>	第5（略） 1 <u>新病院の整備</u> <u>本市に必要となる規模・機能を備えた新病院となるよう、将来的な医療需要を把握し適切な新病院の整備を進めること。</u> <u>また、その後の施設の維持管理についても適正な管理に努めるとともに、地域全体</u>	・新病院開院に伴い、「新病院の整備」を削除

		<u>の医療資源を把握した上で、効果的な整備計画の推進を行うこと。</u>	
34	<u>1 保健医療福祉行政への協力</u> <u>健康福祉部門をはじめとした、市行政の各関係部署と連携し、健康づくり支援や疾病予防等に係る諸計画及び施策の推進に協力を行うこと。</u>		・「保健医療福祉行政への協力」として「第2-5-(1) 行政機関との連携」から振替
35	<u>(削除)</u>	<u>2 新病院への移行</u> <u>新病院の開院に際しては、2 病院が持つ機能を 1 病院へと集約するために、安全に移転作業を進めるとともに、円滑な新病院への移行に努めること。</u>	・新病院開院に伴い、「新病院への移行」を削除
36	<u>2 医療提供体制の在り方検討</u> <u>玉野医療センターにおける今後の医療提供体制や将来像については、患者動向や医療需要の変化を的確に捉えるとともに、医師をはじめとした医療従事者の配置状況や周辺地域の医療環境等を踏まえながら、設置者である市とともに引き続き協議・検討していくこと。</u>		・新規追加